

地区社会福祉協議会 事務局設置事業助成要綱

1 目 的

地区社会福祉協議会の事務局体制の整備を促進するため、事務局職員の設置費を助成する。なお、地区社会福祉協議会事務局業務を他団体等に委託している場合も同等とする。

2 助成の対象

事務局職員を設置している地区社会福祉協議会。

3 助成期間

当年4月1日～翌年3月31日

4 助成金額

1地区社会福祉協議会につき、1ヶ月15,000円を限度に助成する。

5 財 源

東近江市社会福祉協議会会費

6 助成申請

この助成を受けようとする地区社会福祉協議会は、毎年5月末日までに申請書（様式第1号）を東近江市社会福祉協議会に提出するものとする。6月以降の申請については、随時協議する。

7 助成決定

申請受付後、東近江市社会福祉協議会会長が審査決定し、交付決定を通知する。

8 助成方法

助成金は6月、9月、12月、3月の4期払いとしこれを請求月とする。

地区社会福祉協議会は請求月の末日までに、請求書（様式第2号）に支払証明書を添付し東近江市社会福祉協議会へ提出する。

東近江市社会福祉協議会は、請求書の提出のあった翌月20日に地区社会福祉協議会の指定口座に振込むものとする。

9 助成の取消

東近江市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会において助成金が目的外に使用されたとき、助成の取り消しまたは助成金の返還を求めることができる。

附則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年12月1日から施行する。